

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の改正の概要

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年8月29日可決・成立し、9月5日に公布されました。この中で、市議会議員の政務調査費について規定する第100条第14項も改正され、従来の「政務調査費」が「政務活動費」となることから、地方自治法の改正の趣旨に則り、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正することになります。

《改正の概要》

【地方自治法の政務調査費関連の改正概要】※公布の日から6月以内に施行

- 「政務調査費」の名称が「政務活動費」となり、交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改正された。
- 条例で定める事項として、従来の「交付の対象、額、交付の方法」に加え、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」が追加された。
- 議長は、政務活動費の使途の透明性確保に努めるとの条項が追加された。



【新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の改正概要】

- 地方自治法の改正規定に合わせて、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改める。(条例全般)
- 交付目的を、「議員の調査研究に資するため」から、「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める。(第1条)
- 従来同条例施行規則で定めていた、政務調査費の使途基準を、新たに「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として同条例で規定する。
なお、経費の範囲については別添の新旧対照表をご覧ください。(第7条及び別表)
- 議長の透明性確保に関する条項を追加する。(第12条)
- 地方自治法の改正の施行日は3月1日の予定ですが、同一年度内は、政務調査費としての使途基準を適用できるよう、経過措置を設ける。(附則)